

行政ふくしま

2023.5 No.142



新緑の霊山 (写真提供：伊達市)



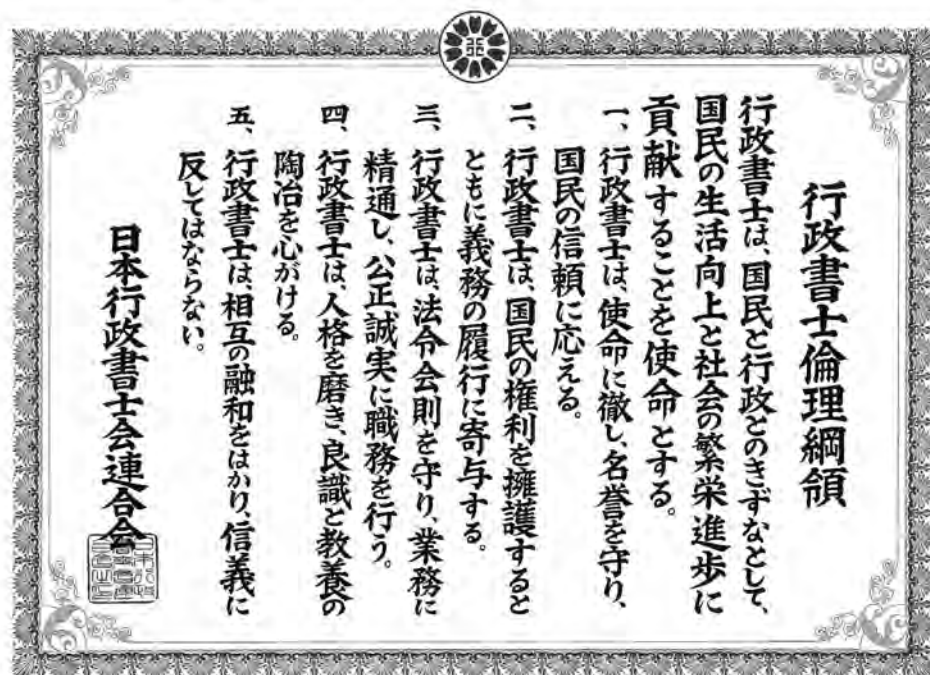
福島県行政書士会

<https://www.fukushima-gyosei.jp/>

- 一般倫理研修制度が始まります
- 特集記事
業務専門委員会 業務情報

目次

一般倫理研修がはじまります(義務化)	1
福島県行政書士会	
封印管理委員会運営細則の一部改正について	2
特集記事	
第一委員会 法律改正の動向情報	3
第二委員会 実務に関わる業務情報	4
第三委員会 期間限定全国共通図柄入りナンバープレート 新デザインの交付のご案内と実務について	5
第四委員会 外為法(外国為替及び外国貿易法)に 関する業務について	6
第四委員会 遺産分割に関する 見直し(令和5年4月1日施行)について	7
第五委員会 インボイス制度の負担軽減措置等について	8
令和4年度 第5回 理事会報告	9
令和5年度 第1回 理事会報告	10
令和4年度 第4回 支部協議会報告	11
令和4年度 出張無料相談会の実績報告	12
おかめはちもく	13
会員の動き 新入会員の紹介	14
新入会員の紹介 変更届 退会者 / 訃報	15
会務日誌	16
編集後記 / 写真説明	17



一般倫理研修制度が始まります(義務化) VOD方式での受講が開始

広報部長 安藤 強

これまでも一般倫理研修の制度について速報行政ふくしまや別添連絡文書にて会員の皆様へご案内しておりますが、重要な制度のため、改めて広報部より本紙面にてお知らせさせていただきます。

- **一般倫理研修の受講が義務化となります。**

令和5年8月31日から（日本行政書士会連合会倫理研修規則）

- **受講料はかかりません。**

- **職務上請求書を購入する場合、受講の修了が必須です。**

令和5年8月31日以降、職務上請求書を購入する場合、同研修の受講が必要になります。
(受講修了証を提出)

- **令和6年3月31日までに受講する。**

以降は、5年毎に1度の研修の受講が義務となります。

※ 令和5年8月31日時点で会員である者の受講期限

- **中央研修所研修サイトで「一般倫理研修」がスタート。**

日本行政書士会連合会の中央研修所研修サイトにおけるVOD（ビデオ・オン・デマンド）方式での受講がスタートしています。アクセスの集中を防ぐため分散受講をお願いしています。
(これについては、日本行政書士会連合会中央研修所研修サイト参照)

規則の施行日前にこの「一般倫理研修」受講した場合でも受講済みとして認められます。

本研修は、行政書士法及び関係法令、人権、職業倫理、職務上請求書の4科目で構成され、各科目45分ほどの内容となっています。

中央研修所研修サイトで受講できる環境がない場合、当会へご相談ください。当会としましては、受講できる環境にない会員のため集合での研修受講も予定しています。

受講方法の詳細については、日本行政書士会連合会ホームページの中央研修所研修サイトに掲載されている「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理）」をご覧ください。

福島県行政書士会 封印管理委員会運営細則の一部改正について

総務部長 村 越 泰 典

去る令和5年3月20日の理事会により福島県行政書士会封印管理委員会運営細則の一部改正について承認されましたので、お知らせいたします。

福島県行政書士会封印管理委員会運営細則新旧対照表

改 正	現 行
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略
(事務協力費等の納入)	(事務協力費等の納入)
第7条 丁種会員は、以下の事務協力費を納入するものとする。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに納入するものとする。	第7条 丁種会員は、以下の事務協力費を納入するものとする。ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに納入するものとする。
一 名簿登載申込みのときに、下記の区分による名簿登載時事務協力費	一 名簿登載申込みのときに、下記の区分による名簿登載時事務協力費
①本会所属の丁種会員10,000円	①本会所属の丁種会員10,000円
②本会所属以外の丁種会員20,000円	②本会所属以外の丁種会員20,000円
二 4月から翌年3月までの下記の区分による年間事務協力費、ただし、10月以降に名簿登載の申込をする者については、その半額を免除する	二 4月から翌年3月までの下記の区分による年間事務協力費、ただし、10月以降に名簿登載の申込をする者については、その半額を免除する
①本会所属の丁種会員10,000円	①本会所属の丁種会員10,000円
②本会所属以外の丁種会員20,000円	②本会所属以外の丁種会員20,000円
2 前項第二号の事務協力費については、毎年10月末日までに、指定口座に振込みにより納入する。	2 前項第二号の事務協力費については、毎年10月末日までに、指定口座に振込みにより納入する。
3 封印受領許諾証は20枚(1シート)につき <u>1,500円</u> とし、払出し時に納入するものとする。	3 封印受領許諾証は20枚(1シート)につき <u>2,000円</u> とし、払出し時に納入するものとする。
第8条～第10条 略	第8条～第10条 略
附 則	
この細則は、令和5年4月1日より施行する。	

令和5年4月1日施行された改正民法情報

1 相隣関係規定の改正

(1) 隣地使用权の範囲の拡大 (209 条)

- 境界線付近において、建物などを築造・収去・修繕する場合（※改正前からの規定）
- 土地の境界標の調査・境界に関する測量をする場合（新設）
- 隣地の枝が自分の土地に越境してきている際に、民法 233 条 3 項の規定によりその枝を切除する場合（新設）

(2) ライフライン設備設置・利用に関する権利の明確化

⇒ ライフライン（電気、ガス、水道水、これらに類する継続的給付に必要な設備）を自己の土地に引き込むための設備をリンチに設置する権利の明確化（213 条の 2）

(3) 越境した枝を自ら切除できる権利の創設 (改正 233 条)

2 共有に関する規定の変更・創設等

(1) 共有物の変更・管理に関する規律の見直し (改正 251 条、252 条)

⇒ 変更（旧 251 条）を「軽微な変更」と「軽微以外の変更」に分け、軽微な変更の場合に共有者の同意要件を「持分の価格の過半数」とした。

⇒ 持分の過半数で決定できる短期賃貸借の範囲を明確にした（252 条 4 項）

(2) 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の管理に関するルール合理化

⇒ 裁判所の決定を得て、賛否を明らかにしない共有者以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定できる制度（252 条 2 項 2 号）

(3) 所在等不明共有者がいる場合の変更・管理に関するルール合理化

⇒ 調査を尽くしても氏名等や所在が不明な共有者（所在等不明共有者）がいる場合に、裁判所の決定を得て、「所在等不明共有者以外の共有者全員の同意により、共有物に変更を加えること」及び「所在等不明共有者以外の共有者の過半数により、管理に関する事項を決定すること」が可能となる（252 条 2 項、同項 1 号）

(4) 共有物の管理者制度の創設

⇒ 252 条 1 項、252 条の 2 第 1 項、同 3 項、同 4 項、252 条の 2 第 4 項

(5) 共有物を使用する共有者の義務に関する規律の整備

⇒ 共有物を使用する共有者がいても、持分の過半数の同意で管理に関する事項を決定できる（252 条 1 項後段、252 条 3 項）こととなり、共有物を使用する共有者は、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を支払う義務を負うとする規定の創設及び共有物を使用する際は善良なる管理者の注意義務を負うと明記された（249 条 2 項、同 3 項）。

(6) 共有関係を解消しやすくする仕組みの創設

⇒ ●裁判による共有物分割の方法（現物分割・競売分割）に加え「代償分割」を明文化（258 条 2 項）され、現物分割・代償分割・競売分割の順を定めた。

●所在等不明者の不動産の共有持分を取得・処分する制度の創設（262 条の 2、262 条の 3）

《☆土地関連業務で今後これらの相談が増えると予想されます。各自研鑽をしましょう》

① 建設業許可電子閲覧システム(JCIP電子閲覧システム)の運用開始

- 令和5年1月10日より、福島県において、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)の運用が開始されています。
 - 令和5年4月14日より、建設業許可電子閲覧システム(JCIP電子閲覧システム)の運用が開始されています。
- ※ 閲覧対象は JCIP で申請されたものに限りです。
詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

国土交通省 JCIP で検索

② 監理技術者制度運用マニュアルの改正について

- 令和4年11月18日に建設業法施行令の一部を改正する政令が交付され、金額要件の見直し関係については、令和5年1月1日から施行されています。
 - 「監理技術者制度運用マニュアル」が改正されました。
- ※ 建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第353号)

【改正の概要】

- 1) 同一の監理技術者等が管理できる範囲の見直し
- 2) 監理技術者等が途中交代を行うことができる条件の見直し
- 3) 金額要件の見直し…………… 3)金額要件の見直し 政令改正後の金額要件に修正
- 4) その他

※()内は建築一式工事の場合

	改正前	改正後
特定建設業の許可・監理技術者の配置・施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者及び監理技術者の専任を要する請負代金額の下限	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)

- 営業所に置ける専任の技術者、監理技術者等が職務に従事するにあたり、テレワークの扱いを明記。

- 施工体制台帳の整備、施工体系図及び標識の掲示に関して、一定の要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ICT機器の活用が可能である旨を明記。

詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください。

国土交通省 ガイドライン・マニュアル で検索

③ コリンズ・テクリスにおけるJACICの登録等代行サービスの終了について

- JACIC(一般財団法人日本建設情報総合センター)がコリンズ(工事实績情報システム)及びテクリス(業務実績情報システム)の登録等代行サービスの一部を令和4年度で終了しました。以降、行政書士への依頼が想定されます。

少し前のことになってしまうのですが、新たに全国図柄入りナンバープレート（大阪・関西万博）が昨年 10 月より令和 7 年 12 月まで期間限定で交付が開始されました。

それに伴い今回は、このことについての実際の業務（交換）をご案内致します。

デザインについて興味のあるかたは

https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_top/

へアクセス又は で検索してご確認ください。

ナンバー変更のタイミング

- ① ユーザーが自動車を購入したとき …………… 〈新規登録、移転登録等〉
- ② 転居等で、ナンバーの管轄が変わったとき …………… 〈変更登録〉
- ③ ナンバー（4桁の大きい数字）の数字を任意のものにしたいとき … 〈番号変更〉
- ④ ナンバーの内容は変えずにデザインだけ変えたいとき …………… 〈交換〉

皆様も経験があると思いますが、上記 ① ② に関しては強制的にナンバーが変わるので、この運輸支局で手続きをするタイミングで同時にデザインナンバーへ変更するというものです。（デザインナンバーや希望ナンバーにするためには事前に申し込んでおく必要があります。）

一方、上記 ③ ④ はユーザーが任意のタイミングでデザインナンバーに変更することが出来ます。③の番号変更はナンバーの内容が変わるので、保険の手続きや ETC の再セットアップ、会社勤めのかたでしたら勤務先への届出等、様々な手続きが必要となります。④の交換についてはナンバーの内容に変更が無いので、保険の手続きや ETC の再セットアップ等を要せず、デザインのみ変更することが出来ます。ペイント式のナンバーから、図柄入りナンバーへだけではなく、字光式ナンバープレート（事前に電気の配線が必要）等へ交換することも可能です。

この交換については意外と知られていないので、何かのついでにお客様へ説明をすると実際に業務につながることも多いように思います。

交換についてももう少し詳しく内容を知りたいかたは、福島県自動車会議所へお問合せください。

さらに、これらナンバー変更は、手続きの際に運輸支局への自動車の持ち込みを要しない行政書士の出張封印制度と相性が非常にいいのでユーザーの利便性がよく非常に喜ばれることが多いです。

甲種封印、又は丁種封印の会員でない会員の方はこれを機に入会の申込を検討されるのもいいかと思えます。

丁種封印の申請方法については、福島県行政書士会の HP を検索ください。

行政書士の国際業務には在留諸手続きの他、官公署に対する貿易・外国為替関係も含まれます。外国為替に関する認可申請や報告書作成、貿易にあつては、各種輸出に関する申請も行政書士業務として取り扱われています。

先般、財務省（財務省国際局調査課）を通じて日本行政書士会連合会へ周知依頼がありました。非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する権利を取得した場合の財務大臣への報告書の作成及び提出について今回、ご案内します。

- 外国為替及び外国貿易法(外為法)では、非居住者が本邦にある不動産又はこれに関する(賃借権等)を取得した場合には、当該非居住者は、「本邦にある不動産又はこれに関する権利に関する報告書」を取得後 20 日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出する必要があります。
- 行政書士は、業として書面を作成し、郵送にて提出するほか、日本銀行外為法手続きオンラインシステムによる提出もできます。

本報告書は、いわゆる投資目的で取得した場合に提出する必要があります。居住用や事務所用などは提出が不要になります。日本銀行のホームページで要件をご確認ください。

【問い合わせ先】

財務省国際局調査課外国為替室 TEL.03-3581-4111 (内線 5289)

日本銀行国際収支課 TEL.03-3277-2107

外国人との業務関与が多い各行政書士会員へ向けて財務省からの報告書提出の協力とその周知依頼の内容でした。

.....**在留申請のオンライン手続きについて**.....

現在、オンライン申請の対象となる在留資格は「外交」と「短期滞在」を除く全ての在留資格が対象です。

令和5年3月17日からは、在留資格認定証明書を電子メールで受け取ることが可能となりました。(海外在住の外国人に転送し、利用が可能となっています。)

▶ **対象になる行政書士**

- ◎ オンラインで在留資格認定証明書交付申請の取次申請を行う場合
- ◎ 利用登録済の行政書士が窓口で在留資格認定証明書交付申請の取次申請を行う場合

背景：遺産共有関係の解消の必要性

相続が開始して、相続人が複数いると、遺産(相続財産)に属する土地や建物、動産、預金などの財産は、原則として相続人により共有(遺産共有)される(民法898参照)。

- 遺産共有関係にあると、各相続人の持分権が互いに制約し合う関係に立ち、遺産の管理に支障を来す事態が生ずる。
- 遺産分割がされないまま相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有関係となると、遺産の管理・処分が困難になる。このような状態の下で相続人の一部の所在等が不明になり、所有者不明土地が生ずることも少なくない。
- ※遺産共有関係は、本来、遺産分割により速やかに解消されるべき暫定的なもの
- ※遺産分割による遺産共有関係の解消は、所有者不明土地の発生予防の観点からも重要

改正の概要

- 具体的相続分による遺産分割に時的限界を設けることによる遺産共有関係の解消の促進・円滑化(新民法904の3)
- 相続開始後長期間が経過し、通常共有持分と遺産共有持分が併存する場合の分割方法の合理化(新民法258の2)
- 相続開始後長期間が経過し、相続人の所在等が不明な場合の不動産の遺産共有持分の取得方法等の合理化(新民法262の2、262の3)

遺産分割 遺産共有の解消方法(民法906以下)

- ・遺産分割協議(合意)又は家庭裁判所の遺産分割審判・調停による。
- ・遺産分割の基準は、法定相続分又は指定相続分ではなく、具体的相続分の割合による。

※法定相続分：民法であらかじめ定められている画一的な割合

指定相続分：遺言により被相続人等が指定した割合

具体的相続分：法定相続分・指定相続分を事案ごとに下記の方法で修正して算出する割合

○個々の相続人の具体的相続分＝

(①みなし相続財産の価額(相続財産の価額＋特別受益の総額－寄与分の総額) × ②法定相続分又は指定相続分)－③個々の相続人の特別受益(生前贈与等)の価額＋④個々の相続人の寄与分の価額

○具体的相続分の割合(具体的相続分率)＝

各相続人の具体的相続分の価額の総額を分母とし、各相続人の具体的相続分の価額を分子とする割合

法務省：所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

(民法・不動産登記法等一部改正法・相続土地国庫帰属法)……<https://www.moj.go.jp>

インボイス制度の負担軽減措置等について

令和5年度税制改正にて、インボイス制度の改正があり、一定の負担軽減措置などが取られることとなりました。なお、改正事項についての詳細は、国税庁のホームページ等でご確認ください。

インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができることとなりました。この特例を適用した場合、売上税額の2割を納付することとなります。

【対象期間】：令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日に属する課税期間

小規模取引(1万円未満)について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間（個人事業主：前年1月～6月までの期間、原則として全事業年度の開始の日以後6月の期間）における課税売上高が5千万円以下の事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が税込1万円未満であるものについては、一定の事項を記載した帳簿のみを保存することでインボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能となりました。

※「税込1万円未満」の判定は、一回の取引の合計金額で行い、一商品ごとの金額で判定するものではありませんので、注意が必要です。

【対象期間】：令和5年10月1日から令和11年9月30日までにを行う課税仕入れ

1万円未満の返品や値引きについて、変換インボイスの交付が不要

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には返還インボイスの交付義務がありますが、その金額が税込1万円未満の場合には、交付義務が免除されることとなりました。

【対象期間】：適用期限なし。全事業者全期間対象。

令和4年度第5回理事会報告

報告者 広報部 塩田 仍文

〈開催日時〉令和5年3月20日(月) 午後1時30分～午後3時30分

〈開催場所〉福島県行政書士会館2階 会議室

〈出席者数〉20名

〈欠席者数〉1名

【議案】

- 〈第1号議案〉「総合相談センター」支出の件について
5月総会前に相談員の経費支出の議案可決
- 〈第2号議案〉未納会費債権の消去処理について
未納会費債権の消去議案可決
- 〈第3号議案〉福島県行政書士会封印管理委員会運営細則の一部改正(案)について
許諾シール、1シート2,000円→1,500円に値下げの議案可決
- 〈第4号議案〉福島県行政書士会ホームページ掲載基準(内規)の一部改正(案)について
 - 1、ホームページ掲載の基準決める
 - 1、ホームページ掲載等外部に委託できる
 - 1、本会は日本行政書士会連合会のホームページを会員情報として代用できる
 - 1、本会紹介ページは会員使用を廃止し、本会の管理に帰属議案可決

【報告事項】

- ① 令和4年度 会費納入状況及び予算執行状況について
会費未納者7名、免除者5名
予算執行についての報告
- ② 各部の今年度の事業の総括について
 - 総務部 倫理研修の義務化
新入会員研修 9月26日 38名
会員親睦会等の報告 1月14日 郡山ビューホテルアネックス
 - 経理部 会費納入の徹底
 - 企画開発部 事業説明
 - 広報部 広報活動への積極的参加への説明
- ③ 令和4年度 行政書士試験の合格者数について
〈全国〉受験者数：47,850人 / 合格者5,802人 / 合格率12.13%
- ④ 日行連関係について
- ⑤ その他

【協議事項】

- ① 来年度の事業計画及び予算について
 - 総務部 倫理研修の義務化
 - 経理部 経費削減とデジタル化
 - 企画開発部 オンライン、デジタル化のサポートの検討
 - 広報部 広報活動、ホームページの維持管理
- ② その他

【その他】

令和5年度 第1回 理事会報告

報告者 広報部長 安藤 強

- 〈開催日時〉 令和5年4月17日(月) 午後1時30分～午後3時30分
〈開催場所〉 福島県行政書士会館2階会議室及び Web 会議
〈出席者数〉 19名、オブザーバー（監事）1名
〈欠席者数〉 2名

【議 案】

- 〈第1号議案〉 令和5年度 定時総会について
村越総務部長より説明があり可決承認された。
- 〈第2号議案〉 令和4年度 事業報告について
金沢会長より説明があり可決承認された。
- 〈第3号議案〉 令和4年度 一般会計収支決算及び監査報告について
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第4号議案〉 令和4年度 特別会計互助事業費収支決算及び監査報告について
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第5号議案〉 令和4年度 特別会計斡旋品収支決算及び監査報告について
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第6号議案〉 令和4年度 特別会計丁種封印事業費収支決算及び監査報告について
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
- 〈第7号議案〉 令和4年度 特別会計 ADR センター福島事業費収支決算及び監査報告について
馬場経理部長より報告があり可決承認された。
水野監事より、第3号議案から第7号議案までの監査報告があった。
- 〈第8号議案〉 福島県行政書士会会長表彰及び日本行政書士会連合会東北地方協議会会長表彰について原案どおり可決承認された。
- 〈第9号議案〉 令和5年度 事業計画（案）について
金沢会長、各部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第10号議案〉 令和5年度 予算（案）について
馬場経理部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第11号議案〉 任期満了に伴う役員及び日本行政書士会連合会代議員選任について
会長より説明があり、可決承認された。
- 〈第12号議案〉 福島県行政書士会会則の一部改正（案）について
金沢会長、総務部長より説明があり可決承認された。
- 〈第13号議案〉 福島県行政書士会監察委員会規則の一部改正（案）について
金沢会長、村越総務部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第14号議案〉 福島県行政書士会「職務上請求書」の取扱いに関する規則の一部改正（案）について
金沢会長、村越総務部長より説明があり、一部文言を修正することで可決承認された。
- 〈第15号議案〉 福島県行政書士会研修規則の一部改正（案）について
金沢会長、村越総務部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第16号議案〉 福島県行政書士会補助者規則の一部改正（案）について
金沢会長、村越総務部長より説明があり、可決承認された。
- 〈第17号議案〉 選挙管理委員会予備委員補充選任の件
金沢会長より説明があり、可決承認された。

【報告事項】

- ① 令和4年度 総合相談センター相談件数について…川島副会長兼総合相談センター長より報告があった。
- ② 収支予算書の予備費の充当について…馬場経理部長より報告があった。
- ③ ホームページへのバナー広告掲載について…安藤広報部長より説明があった。
- ④ その他

【その他】

令和4年度 第4回 支部協議会報告

支部協議会議長 芳賀清光

支部協議会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

〈日 時〉令和5年3月6日(月) 午後1時から午後1時50分まで

〈場 所〉本会会議室1・2

〈出席者〉支部協議会構成員（各支部長：6名）

〈オブザーバー〉会長（副会長2名支部長兼務）

〈欠席者〉1名

【挨拶】

金沢会長 – 主に次年度に向けての本会の動き、支部の動き、支部の総会等について確認したいとの挨拶があった。

芳賀支部協議会議長 – 東日本大震災から12年。燃料デブリなど問題点が山積みしている。相談業務等で対応できることはやっていかなければならないと思っている。4月で最後の支部協議会となるが、皆さんと協議しながら進めていきたい。

【協議事項】

- (1) 令和5年度事業の基本方針並びに基本計画について
会長より、令和5年度事業の基本方針について説明があった。
- (2) 各支部の意見・要望について
各支部長より、支部開催の研修会等に関して報告があった。
- (3) その他
特になし

【報告事項】

- (1) 各支部総会の日程について
各支部長より、支部の総会日程について報告があった。
- (2) その他
会長、支部長より、諸々の事項について報告があった。
この中で、支部の理事の報酬有無を確認した結果、県南は再確認する報告、会津支部は旅費のみ支給、他は報酬1万円を出している旨確認した。

【その他】

法人会員の支部会費について、監察委員の各支部からの推薦人数について話しがあった。

令和4年度出張無料相談会の実績報告

(広 報 部)

〈期間〉令和4年4月1日～令和5年3月31日

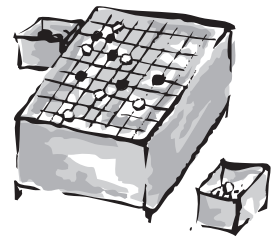
項目	市 町 村 別 相 談 会 開 催 内 訳														合計			
	郡山市	南相馬市	伊達市	相馬市	会津若松市	いわき市	喜多方市	大玉村	会津坂下町	棚倉町	三春町	白河市	須賀川市	小野町		浅川町	矢吹町	西郷村
開催日数	3	1	6	1	6	22	5	4	6	1	1	1	2	2	1	1	1	64
相談件数	54	35	28	25	12	12	8	8	6	3	2	1	0	0	0	0	0	194
延相談員	45	18	47	13	44	83	10	12	11	3	2	3	6	6	3	3	3	312

相 談 内 容 内 訳		市 町 村 別 相 談 会 開 催 内 訳																	合計													
相 続	遺 言	不 動 産	成 年 後 見	贈 与	離 婚	土 地 関 係	許 認 可	債 権 債 務	契 約 書	在 留 資 金 関 係	そ の 他	合 計	郡山市	南相馬市	伊達市	相馬市	会津若松市	いわき市		喜多方市	大玉村	会津坂下町	棚倉町	三春町	白河市	須賀川市	小野町	浅川町	矢吹町	西郷村		
相 続	22	13	20	11	5	6	3	6	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	91
遺 言	12	1		1	4																											18
不 動 産	4	6																														10
成 年 後 見	3	3		1																												9
贈 与	6																															9
離 婚			7																													7
土 地 関 係	2		1		1																											6
許 認 可						1	2																									3
債 権 債 務		3																														3
契 約 書					1																											2
在 留 資 金 関 係						1																										1
そ の 他	5	9		12	1	4	1																									35
合 計	54	35	28	25	12	12	8	8	6	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	194	

(件数)

おかめはちもく

会員のための自由投稿コーナー



「空気」が倫理？

広報部長 安藤 強

行政書士の一般倫理研修の記事を書きながらあるエピソードが呼び起こされた。

想像してください。あなたの乗船した船が浸水して沈没寸前です。船上では子供と女性が優先して救助されています。自分も早く救援されたい。そのあなたを説得するために乗組員があなたに言いました。

「皆さんそうしています。」如何でしょうか。納得されたのではないのでしょうか。

国別にどう説明するべきかのエピソードです。

アメリカ人には「レディーファーストです。」ドイツ人には「これが法です。」フランス人には、「女性が見ています。」日本人には、「皆さんそうしています。」このエピソードは、世界から見た日本人の持つ倫理に対する世界認識だそうです。

日本人には、倫理思想がないと言われていきます。日本は古来より神道があり、武士道があり、世界でも有名な安心・安全な秩序の国ではと疑問をお持ちでしょう。でもあなたは、「神の導きです」とか「武士とは死ぬこととみつけたり」とか「大和魂」など用いられてもいちばんに納得するのは、「皆さんそうしています」でしょう。如何ですか。

では、日本人の倫理は何か。「空気」と言われています。物理的な空気ではなく、「空気の流れが変わった」や「場の空気」の空気感です。最近のよく使われている身近な表現では、「同調圧力」とも言います。

この空気とは何か。山本七平の「空気の研究」の中に吉田満の「戦艦大和」で引用された軍令部次長・小沢治三郎中将の発言が出てきます。「全般の空気よりして、当時も今日も特攻出撃は当然と思う」や極東国際軍事裁判での「内心忸怩たる思いはあったものの、空気には抗えない」な

どの発言がその「空気」を表し、国家存亡の行方を決定するような重要な意志決定の場面でさえ、空気がその決断に影響しています。空気は責任も取りません。

『「空気」とは、まことに大きな絶対権をもった妖怪である』、「日本には「抗空気罪」という罪があり、これに反すると最も軽くて「村八分」刑に処せられる」とあり、面白い。今も昔も、空気を読まない人は「KY」と蔑視され「変人」扱いされるのは、変わっていないようです。これが日本人の倫理を支配しているものの正体でしょうか。

日本では、全員一致の議決は最も強いと考えられていますが、「全員一致の議決は無効とする」という論理哲学も世界にあります。全員一致して正しいとすることは、全員が一致して誤っていることになってしまう。世界では、異論との対比の上で、比較的に正しさに近いことが証明されるので少数の異論のある多数者の意見は比較的正しいと考えるのが常識です。「誰一人反対しないということは、誰一人支持していないことでもある。」(引用)

政治学者の故丸山真男は、日本の思想として国家的、政治的危機の場合にいちじるしく「大和魂」などの「思い出」的な伝統観念が突如として噴出すると言っています。プロパガンダ側のエアーポンプから何らかの意匠をまとった空気が突然に吐き出されます。日本の道徳や倫理を実行支配している「空気」はいい空気もあれば換気が必要な空気もあるようです。

ここで窓を開けて空気の入替えを。

「六月を綺麗な風の吹くことよ」(正岡子規)

それでは、ご機嫌よう。

会員の動き

新入会員の紹介 (令和5年2月1日～令和5年4月15日登録者)



氏名 與五澤彌祈
所属支部 いわき支部
登録番号 第23050150号
会員番号 第2567号
入会年月日 令和5年2月1日

事務所 いわき市久之浜町久之浜字水上3番地の13ハイム水上2-D
電話番号 080 - 1135 - 9132



氏名 山本浩一
所属支部 県南支部
登録番号 第23050306号
会員番号 第2568号
入会年月日 令和5年3月1日

事務所 石川郡石川町大字塩沢字広畑44番地1
電話番号 0247 - 26 - 7320



氏名 深谷家康
所属支部 県南支部
登録番号 第23050396号
会員番号 第2569号
入会年月日 令和5年3月15日

事務所 白河市鬼越53番地4
電話番号 070 - 4087 - 5915



氏名 高久ひろ江
所属支部 県南支部
登録番号 第23050511号
会員番号 第2570号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 西白河郡矢吹町中畑342番地
電話番号 0248 - 43 - 2853



氏名 二瓶仁
所属支部 郡山支部
登録番号 第23050512号
会員番号 第2571号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 郡山市横塚一丁目9番26号
電話番号 024 - 944 - 9766



氏名 渡部啓介
所属支部 会津支部
登録番号 第23050513号
会員番号 第2572号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 喜多方市字沼田6983番地1コーポ沼田205号室
電話番号 070 - 8974 - 5674



氏名 大山直哉
所属支部 郡山支部
登録番号 第23050514号
会員番号 第2573号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 郡山市虎丸町21番14号
電話番号 024 - 933 - 2595



氏名 澤田由里子
所属支部 県南支部
登録番号 第23050515号
会員番号 第2574号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 岩瀬郡鏡石町境384
電話番号 080 - 5556 - 2364



氏名 佐久間仁
所属支部 福島支部
登録番号 第23050516号
会員番号 第2575号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 福島市大森字街道下39番地の9
電話番号 024 - 546 - 2778



氏名 後藤尚生
所属支部 福島支部
登録番号 第23050517号
会員番号 第2576号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 福島市南矢野目字下菅原23-5
電話番号 024 - 556 - 0169



氏名 上野代聡
所属支部 いわき支部
登録番号 第23050518号
会員番号 第2577号
入会年月日 令和5年4月2日

事務所 いわき市平中平窪東高砂5番地5 103
電話番号 080 - 1819 - 2650



氏名 新道 竜
所属支部 相双支部
登録番号 第23050729号
会員番号 第2578号
入会年月日 令和5年4月15日

事務所 南相馬市原町区北長野字北原田226番地
電話番号 0244 - 26 - 3576

新入会員の紹介 (令和5年2月1日～令和5年4月15日登録者)



氏名 佐藤 明夫

所属支部 郡山支部
登録番号 第 23050730 号
会員番号 第 2579 号
入会年月日 令和 5 年 4 月 15 日

事務所 郡山市安積北井二丁目 146 番地 メゾンマリーナ 207 号
電話番号 090 - 1648 - 7193



氏名 遠藤 雄二郎

所属支部 いわき支部
登録番号 第 23050731 号
会員番号 第 2580 号
入会年月日 令和 5 年 4 月 15 日

事務所 いわき市中央台鹿島三丁目 40 番地の 14
電話番号 0246 - 31 - 0749

変更届 (会員より下記の届出がありましたので、会員名簿の修正をお願いいたします。)

個人会員

会員番号	氏名	変更後
1939	岩橋 均 (会津支部)	(電話番号)090-6654-8312 (FAX番号)なし
2555	川音 瑞貴 (郡山支部)	(FAX番号)024-973-6327
1652	関口 和洋 (福島支部)	(事務所の名称)行政書士 関口和洋事務所 (事務所所在地)福島市鎌田字西9番地の29
2342	根本 恵太 (郡山支部)	(郵便番号)963-8851 (事務所所在地)郡山市開成三丁目9番21号 COZY開成101
2351	芳賀 英次 (郡山支部)	(郵便番号)963-8033 (事務所所在地)郡山市亀田一丁目52-7 (電話番号)024-953-3153 (FAX番号)024-953-3153

退会者

支部名	会員番号	氏名	事務所所在地	退会年月日
県南支部	672	村井富雄	白河市八竜神 38 番地 3	令和5年 1月 19日
県南支部	2096	鈴木和美	須賀川市北上町 1 4 4 番地	令和5年 2月 9日
福島支部	1019	菅井 寿	伊達市梁川町桜町 64 番地	令和5年 3月 1日
いわき支部	817	鈴木英男	いわき市好間町下好間字叶田 27 番地の 3	令和5年 2月 28日
いわき支部	2178	草野義裕	いわき市平下平窪字寺内 242 番地の 5	令和5年 3月 31日
いわき支部	2199	安島 保	いわき市勿来町窪田馬場 1 番地の 9	令和5年 3月 31日
郡山支部	18	井上 光	郡山市本町一丁目 4 - 5	令和5年 3月 31日
郡山支部	1233	柳田寛一	郡山市富田町字十郎内 10	令和5年 3月 8日
県南支部	1905	飯村 守	白河市字新池 6 番地 1 2	令和5年 3月 31日
県南支部	2319	佐久間勝	須賀川市和田字弥六内 335 番地 34	令和5年 3月 31日
県南支部	2527	金田幹男	白河市丸小山 1 - 12	令和5年 3月 31日
福島支部	2378	安田幸二	福島市鎌田字月ノ輪山 5 番地の 190	令和5年 3月 16日
郡山支部	2202	太田 勇	田村郡三春町桜ヶ丘四丁目 9 番地の 20	令和5年 3月 31日
郡山支部	1992	鎌田佳文	郡山市西ノ内一丁目 9 番 9 号	令和5年 3月 27日
郡山支部	1115	永山 徹	郡山市朝日二丁目 19 番 15 号	令和5年 3月 27日
郡山支部	2058	橋本昌久	郡山市富久山町南泉字関場 7 番地の 85	令和5年 3月 31日
県南支部	886	鈴木博行	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 370 番地	令和5年 3月 28日
福島支部	2528	三瓶愛樹	福島市松木町 9 番 11 号	令和5年 3月 31日
郡山支部	2466	小椋長明	郡山市安積町日出山字一本松 122 - 1 シティハイム・エスペランサ 101	令和5年 3月 29日
相双支部	1028	畠山 勝	双葉郡浪江町大字幾世橋字芋頭 29 - 1	令和5年 3月 31日
いわき支部	2231	折笠義夫	いわき市石森二丁目 10 番地の 5	令和5年 3月 31日
いわき支部	1289	金成信也	いわき市内郷高坂町一丁目 102 - 1	令和5年 3月 31日

訃報 (謹んでご冥福をお祈りいたします)

郡山支部	2206	近藤三男	令和 5 年 3 月 1 日 (逝去)
------	------	------	---------------------

会 務 日 誌

(注) ◎本会関係 ○支部関係 ◇日行連関係

年月日	行 事	場 所	出 席 者
5. 4. 17 ◎	第1回 理事会	本会会議室	会 長 副会長 理 事 代表監事
19 ◎	総合相談センター 無料相談日	本会相談室2	鈴木相談員 塩田相談員
〃 ◎	丁種封印実績確認	本会会議室	佐々木封印管理副委員長 松本封印管理委員
20 ◎	職務上請求書確認審査事務	本会相談室	斎藤監察委員
〃 ◎	会長選挙説明会	本会会議室	横山選挙管理委員長 選挙管理委員会
24 ◎	登録証交付式	本会会議室	会長
〃 ◎	校正会議	本会相談室2	小田島広報副部長 塩田広報部長
25 ○	会津若松市 無料相談会	会津若松市生涯学習総合センター	会津支部相談員
〃 ○	いわき市 無料相談会	いわき市役所	いわき支部相談員
26 ◎	総合相談センター 無料相談日	本会会議室	菅野(真)相談員 小澤相談員
27 ○	県南支部 定時総会	グランシア須賀川	県南支部会員
28 ○	相双支部 定時総会	南相馬市民情報交流センター	相双支部会員
〃 ○	福島支部 定時総会	コラッセふくしま	福島支部会員
5. 2 ○	いわき市 無料相談会	いわき市役所	いわき支部相談員
8 ◎	職務上請求書確認審査事務	本会相談室2	過足監察委員
〃 ◎	議事運営委員会	本会会議室1	会 長 村越総務部長 議事運営委員
〃 ◎	第2回 部長会	本会会議室2	会 長 副会長 部 長
〃 ◎	部長会 議事運営委員会合同会議	本会会議室1・2	会 長 副会長 部 長 議事運営委員 議長候補者 選挙管理委員長 選挙管理副委員長
10 ◎	総合相談センター無料相談日	本会会議室	青田相談員 佐藤(義)相談員
〃 ○	郡山支部 定時総会	ホテルハマツ	郡山支部会員
〃 ○	会津支部 定時総会	会津若松ワシントンホテル	会津支部会員
12 ○	いわき支部 定時総会	いわき産業創造館	いわき支部会員

編集後記

広報部長 **安藤 強** _____

広報部長としての2年が過ぎました。まずは、皆さんへお礼申し上げます。

当会 HP のデザイン、レスポンス対応への刷新、外部的には感染予防の制限を受けた中での広報活動でした。会報の新編特集記事では各専門委員会の委員長、刷新 HP では北海道行政書士会様、広報ポスターでは愛媛県行政書士会様にもご協力賜りました。本当にありがとうございます。

「発信する」広報部として時代の変化に対応しながら今後の活動に託します。

実は、思いがけず、広報部を通じてたくさん学び、かけがえのない楽しい時間となっていました。

広報部 **塩田 仍文** _____

広報部2年を経過しまして、コロナ等があり各市町村への訪問アピールがしたかったと思いますが、去年は各農業委員会等を訪問し種々の話を聞き、今後の広報活動に役に立てられたら…と思います。

広報副部長 **小田島 達也** _____

広報副部長就任当初は真っ只中だったコロナウイルス感染症も、5月から5類への移行となりコロナ前にだいぶ近くなってきたように感じます。

あっという間の2年間でしたが、皆さまのご協力のもと無事に務め上げることができました。ありがとうございました。

広報部 **松本 裕治** _____

広報部における2年間は、普段の業務における中で、本会から郵送されてきてタイトルや注目の記事を読んでおわりでした。

毎回の編集会議に向かう度に、部員としての心構えの変化を感じながら参加し、担当者として記事や報告書を書いたり等編集に携わることができたことで、視野が広がったり、することの苦勞・大切さを改めて感じました。

ご協力をいただいた皆様方に改めて感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

表紙タイトル文字「行政ふくしま」 郡山支部 渡辺 金治 会員

写真説明 (表紙)「新緑の霊山」(写真提供：伊達市)

コメント 高速道路や観光施設の混雑がコロナ禍以前に戻ったかのような今年のGWでした。

そして、コロナ禍でもそれ以前も以後も変わらない美しい緑の季節が訪れた霊山の景色を今号の表紙の写真に選びました。

福島県行政書士会会報 「行政ふくしま」 No.142

発行日 令和5年5月

発行所 福島県行政書士会

〒963-8877 郡山市堂前町10番10号

TEL(024)973-7161 FAX(024)973-7174

ホームページ <https://www.fukushima-gyosei.jp>

メールアドレス info@fukushima-gyosei.jp

発行者 金沢 和則

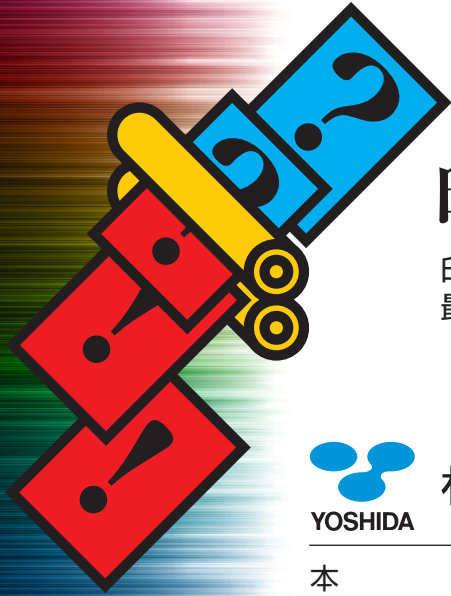
編集委員 広報部長 安藤 強 広報副部長 小田島達也

広報部 松本 裕治 塩田 仍文

印刷所 株式会社ヨシダコーポレーション

〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1

TEL(024)942-0005(代) FAX(024)942-2233



印刷と広告でお役立ち。

印刷機材と印刷を通じて、
最新のコミュニケーションスタイルをご提案します。



YOSHIDA

株式会社ヨシダコーポレーション

本社 〒963-0724 福島県郡山市田村町上行合字北川田22-1
TEL.(024)942-1000 FAX.(024)941-0108

若松営業所	TEL.(0242)25-2129	FAX.(0242)37-2200
いわき営業所	TEL.(0246)85-5910	FAX.(0246)85-5911
山形営業所	TEL.(023)674-7501	FAX.(023)674-7502
宇都宮営業所	TEL.(0289)72-1013	FAX.(0289)72-1015
東京営業所	TEL.(03)6455-1860	FAX.(03)6912-0391

<http://www.media-yoshida.co.jp>

福島県行政書士会報

広告掲載

募集中

掲載は福島県行政書士会 広報部へ